

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
い	一色	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	50	1.1	中	22中	44	—	—	
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中	21中	21	
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中	33中	33	
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中	47中	47	
		2 逗子・葉山近郊緑地保全区域	50	1.1	中	34中	66	—	—	
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中	16中	16	
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中	32中	32	
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中	43中	43	
		3 上記を除く市街化調整区域	50	1.3	中	41中	75	—	—	
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中	25中	25	
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中	41中	41	
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中	52中	52	
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
か	上山口	市街化調整区域								
		1 逗子・葉山近郊緑地保全区域及び 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域								
		(1) 湘南国際村	60	1.2	—	—	—	—	—	
		(2) 上記を除く地域	50	1.0	中	36中	42	—	—	
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—	中	27中	27	
		(4) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中	35中	35	
		2 上記を除く市街化調整区域	50	1.1	中	42中	63	—	—	

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	上山口	(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
				—	—	—	中 33	中 33		
き	木古庭	(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 44	中 44		
		市街化調整区域								
し	下山口	1 逗子・葉山近郊緑地保全区域及び 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	50	1.0	中 35	中 44	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—	中 25	中 25		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 34	中 34		
		2 上記を除く市街化調整区域		1.1	中 46	中 60	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—	中 32	中 32		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 45	中 45		
		市街化調整区域								
		1 衣笠・大楠山近郊緑地保全区域								
		(1) 湘南国際村	60	1.2	—	—	—	—		
		(2) 上記を除く地域		1.0	中 28	中 42	—	—		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中 15	中 15		
		(4) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中 29	中 29		
		(5) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 38	中 38		
		2 上記を除く市街化調整区域		1.3	中 43	中 51	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—	中 19	中 19		
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—	中 30	中 30		
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—	中 44	中 44		
		市街化区域		—	路線	比準	比準	比準	比準	

市区町村名：三浦郡葉山町

鎌倉税務署

音 順	町（丁目）又は大字名	適 用 地 域 名	借地権 割 合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
な	長柄	市街化調整区域	%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
		1 逗子・葉山近郊緑地保全区域	50	1.1	中 34	中 51	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—中 21	中 21			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中 47	中 47			
		2 上記を除く市街化調整区域	50	1.3	中 40	中 63	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上の地域		—	—	—中 26	中 26			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中 45	中 45			
		市街化区域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
ほ	堀内	市街化調整区域								
		1 三ヶ岡山近郊緑地特別保全地区	50	1.1	中 22	中 33	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中 21	中 21			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中 33	中 33			
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中 47	中 47			
		2 逗子・葉山近郊緑地保全区域	50	1.1	中 34	中 48	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中 18	中 18			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中 28	中 28			
		(3) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円未満の地域		—	—	—中 36	中 36			
		3 上記を除く市街化調整区域	50	1.3	中 41	中 62	—	—		
		(1) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり50円以上の地域		—	—	—中 21	中 21			
		(2) 山林、原野の固定資産税評価額 1㎡当たり30円以上50円未満 の地域		—	—	—中 40	中 40			

